

独立行政法人の役職員の給与水準(平成 19 年度)

- 総務省は、103 の独立行政法人(日本司法支援センターを含む。)の役職員の給与水準等について、各府省及び各法人における平成 19 年度分の公表結果を取りまとめました。
また、平成 18 年度から各法人は総人件費改革に取り組んでおり、今回の公表においては2年目に当たる 19 年度 of 取組状況のフォローアップ結果を併せて取りまとめました。
- このような徹底的な情報開示は、独立行政法人評価の仕組みと合わせて、法人の透明性の一層の向上や適正で効率的な業務運営の確保に資する取組です。
- この取りまとめ結果は、各府省の独立行政法人評価委員会、総務省の政策評価・独立行政法人評価委員会の事後評価に活用されます。

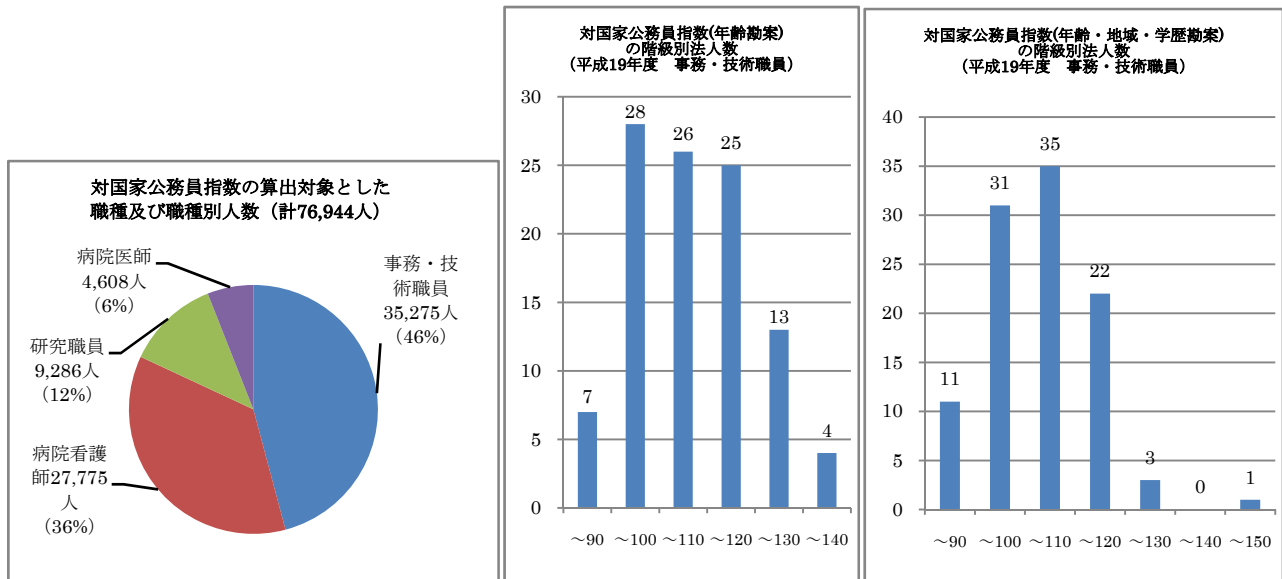
1. 職員の給与水準(資料1参照)

新設法人等を除く 98 法人中約 2 / 3 の法人において、事務・技術職員の対国家公務員指数が前年度より減少している。

	年間平均給与	対国家公務員指数(年齢勘案)			対国家公務員指数(年齢・地域・学歴勘案)		
	(千円)	18 年度	19 年度	対前年度差	18 年度	19 年度	対前年度差
事務・技術職員	7,342	107.4	107.3	▲ 0.1	105.6	105.5	▲ 0.1
研究職員	9,097	102.4	101.3	▲ 1.1	106.5	106.0	▲ 0.5
病院医師	13,070	112.9	116.3	3.4	105.7	109.0	3.3
病院看護師	5,131	95.5	95.9	0.4	92.6	94.3	1.7

(注) 1 「対国家公務員指数」は、独立行政法人と国家公務員の給与の比率を独立行政法人の年齢階層別人員構成又は年齢・地域・学歴階層別人員構成を勘案して算出したものであり、国家公務員の給与水準を 100 とした場合の独立行政法人の給与水準を表すものである(詳細は別添(参考2)を参照)。

2 昨年度公表対象法人は105 法人であったが、統廃合等に伴い、今回の公表対象法人数は 103 法人となっている。



給与水準が高い理由として法人が考える事項としては、おおむね次のような理由が挙げられているが、今後、各府省の独立行政法人評価委員会や総務省の政策評価・独立行政法人評価委員会において厳格な事後評価が行われることとなる。

- ① 事務所が大都市にあり、民間賃金も高く、地域手当の額が多い。
- ② 職務の専門性等から国家公務員と比較し高学歴の職員が多い。
- ③ 外部委託による一般職員削減、業務の特殊性や専門性により管理職割合が高い。

④ 外国語運用能力や調整能力、職務の専門性等に対応できる有能な人材確保。

(注) ①、②は対国家公務員指数(年齢勘案)が高い理由。

2. 更なる給与水準の適正化に向けた取組(資料2参照)

昨年末閣議決定した整理合理化計画等に基づき、各法人は給与水準の適正化に取り組んでいるが、事務・技術職員の給与水準が依然として国家公務員より高い傾向にあることから、給与水準の適正化について更なる取組が求められている。このため、独立行政法人の給与は労使交渉を経て決定されるものではあるが、今回新たに、事務・技術職員の給与水準が国を上回る法人すべてにおいて、自ら給与水準に関する総点検を行い、目標水準・目標期限を設定して給与水準の適正化に計画的に取り組むこととした。

この結果、これらの法人において、平成22年度までに対国家公務員指数(年齢勘案)で最大約▲17ポイント、平均約▲3ポイント、対国家公務員指数(年齢・地域・学歴勘案)で最大約▲22ポイント、平均約▲2ポイント減少するものと推計される。

今後、これらの法人の取組を含め、給与水準の適正化については各独立行政法人評価委員会及び総務省の政策評価・独立行政法人評価委員会で厳格なチェックを実施することとしている。

3. 常勤役員の報酬の支給状況(平均)(資料3参照)

法人の長、理事、監事の報酬は、前年度比でそれぞれ減少。役員全体では323千円(▲2.0%)の減少。

	18年度	19年度	対前年度差	対前年度比
	(千円)	(千円)	(千円)	(%)
法人の長	18,859	18,388	▲471	▲2.5
理事	15,957	15,762	▲195	▲1.2
監事	13,841	13,739	▲102	▲0.7

4. 常勤役員の退職手当の支給状況(資料4参照)

業績勘案率(各府省の独立行政法人評価委員会が0.0から2.0の範囲で役員の業績に応じて決定する率)の決定によって退職手当支給額の全額が確定し、平成19年度中にその全額を支払い終えた役員は88人で、総額約3.5億円が支給された。

88人の役員のうち、業績勘案率が「1.0」の者が83人、「0.9」の者が5人である。

	退職役員数	支給総額	平均在職期間	平均支給額	業績勘案率
	(人)	(千円)		(千円)	
法人の長	15 (16)	79,947 (116,833)	2年11月 (3年2月)	5,330 (7,302)	13人が「1.0」、2人が「0.9」
理事	52 (56)	213,755 (217,925)	2年10月 (2年5月)	4,111 (3,892)	50人が「1.0」、2人が「0.9」
監事	21 (26)	52,713 (65,241)	2年3月 (2年2月)	2,510 (2,509)	20人が「1.0」、1人が「0.9」

(注)1 退職手当の支給額については、各法人における役員報酬・退職金の支給基準や役員の在職期間に応じて異なっている。

2 業績勘案率が「0.9」であるのは国立印刷局の理事長及び理事、農業・食品産業技術総合研究機構の理事長、日本スポーツ振興センターの理事及び監事である。

3 ()内は平成18年度実績である(昨年度当省総括公表資料より抜粋)。

5. 総人件費改革の取組(資料5参照)

「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年6月2日法律第47号)に基づき、各法人は、総人件費改革の一環として、平成18年度以降5年間で5%以上の人件費の削減を基本として取り組んでいる。

各法人は、人件費又は人員の削減のいずれかを選択して取組を行っており、総人件費改革2年目にあたる平成19年度における法人全体の取組状況をみると、基準となる平成17年度実績に比

して人件費の削減を行う 83 法人においては全体として▲1.7%（「行政改革の重要方針」（平成 17 年 12 月 24 日閣議決定）により、削減対象の人件費から控除することとされている人事院勧告を踏まえた給与改定分を除いて算出した削減率）、人員数の削減を行う 17 法人においては全体として▲6.3%減少となっている。

(1) 人件費の削減を行う法人

法人数	基準となる金額	平成 19 年度 実績	進捗状況(基準に対する増▲減)		
	平成 17 年度		金額	増▲減比	増▲減比(補正值)
83	(億円) 8,383	(億円) 8,300	(億円) ▲83	(%) ▲1.0	(%) ▲1.7

(2) 人員の削減を行う法人

法人数	基準となる人数	平成 19 年度 実績	進捗状況(基準に対する増▲減)	
	平成 17 年度		人数	増▲減比
17	(人) 17,444	(人) 16,350	(人) ▲1,094	(%) ▲6.3

- (注) 1 平成 20 年 3 月 31 日現在の法人における取組状況の集計である。
 2 沖縄科学技術研究基盤整備機構及び日本司法支援センターについては、体制整備の途上であるため、総人件費改革の対象とされていない。
 3 増▲減比(補正值)とは、「行政改革の重要方針」(平成 17 年 12 月 24 日閣議決定)により、削減対象の人件費から控除することとされている人事院勧告を踏まえた給与改定分を除いて算出した削減率である。なお、人事院勧告を踏まえた給与改定分は、行政職(一)職員の年間平均給与の増減率を使用し、平成 18 年度は 0%、平成 19 年度は +0.7%となっている。

6. 人件費の状況(資料6参照)

平成 19 年度の最広義人件費は、統合により法人数自体は減っているものの、法人の新設等に伴い、実質的に対象が増えているため、前年度と比較して 248 億円増加し、1 兆 3,438 億円となった。

	平成18年度 (105法人)	平成19年度 (103法人)	構成比	対前年度差
	(億円)	(億円)		(億円)
給与、報酬等支給総額	9,581	9,644	71.8%	63
退職手当支給額	910	1,005	7.5%	95
非常勤役職員等給与	1,006	1,106	8.2%	100
福利厚生費	1,694	1,683	12.5%	▲ 11
最広義人件費	13,190	13,438	100%	248

新設法人及び総人件費改革の対象外である法人を除いた法人の最広義人件費について、平成 18 年度と 19 年度を比較すると、全体では 95 億円増となったが、これは退職手当支給額及び非常勤役職員等給与の増加に起因するものである。

	平成18年度 (99法人)	平成19年度 (99法人)	構成比	対前年度差
	(億円)	(億円)		(億円)
給与、報酬等支給総額	9,559	9,516	71.8%	▲43
退職手当支給額	910	994	7.5%	84
非常勤役職員等給与	1,001	1,083	8.2%	82
福利厚生費	1,691	1,663	12.5%	▲28
最広義人件費	13,161	13,256	100%	95

- (注) 1 「給与、報酬等支給総額」とは、常勤役職員に支給された報酬、給与、賞与、その他の手当の合計額であり、総人件費改革の対象経費である。
 2 「退職手当支給額」とは、常勤役職員に支給された退職手当の支給額である。
 3 「非常勤役職員等給与」とは、非常勤役職員、臨時職員等に支給された給与、諸手当、退職手当支給額の合計額である。
 4 「福利厚生費」とは、すべての役員及び職員(非常勤職員等を含む。)に係る法定福利費と法定外福利費の合計額である。
 5 「最広義人件費」とは、注 1 から注 4 における各人件費の合計額である。ただし、四捨五入の関係で、合計は一致しない。